

第30回研究会

平成19年8月31日(金)午後2時
市役所 2階 第2会議室

主な内容

市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案について

市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)は、3部構成とするということになっています。前回は、数人の委員で取りまとめた第1部「市民へのアピール」、第2部「市民協働のまちづくり推進指針」の両案が提出され、主に第1部について議論をしました。その議論を踏まえて両案の修正案が提出され、今回は、この修正案をもとに議論していきます。

[市民協働のまちづくりガイドブック\(仮称\)案 第1部「市民へのアピール」](#)

[市民協働のまちづくりガイドブック\(仮称\)案 第2部「市民協働のまちづくり推進指針」](#)

【尾関委員】今回、市民協働の運営ルールについて若干の修正をした。

「市民へのアピール」について、「運営ルール(約束)」という表現のうち「(約束)」を省いた。「市民協働の運営ルール」の二つ目を「さまざまな団体に所属している個人や代表者も参加できます」とした。

運営ルールの三つ目は、前回の研究会の議論を踏まえて、重要な方針については、「一致するまでよく話し合う」という表現を「みんなが納得するまでよく話し合う」に表現を変えた。四つ目は、「えらい人(リーダー)は必要ない」という表現にいろいろならえ方があったので、「指導者ぶる人は必要ない」というようにした。

市民協働で苦労することは、対等な運営ということである。重要なところなので思いを入れた。まちづくりに関する情報は、皆が共有する必要がある。文体の問題として、検討してほしい。

第2部については、前回のものを大幅に変更し、ボリュームも4割程度になったと思う。第1次提案にパネルディスカッションでの意見や四日市大学公開講座での講義を踏まえて発展させた。基本的な考えのなかで、定義について、協働の運営ルールを持って、市民活動を進めていくことを市民協働とした。ということは、ルールがないのは、一般の市民活動になる。基本原則については、簡単にまとめた。例えば、前回、目的・目標の共有について、重要な方針で議論が割れている時は、皆で多数決をするという合意が取り付けられれば、多数決をしてもよいという話になったが、「互いの意見を尊重し、合意するまで話し合います」とした。活動団体は目的が一致しているわけで、グループの活動方針についても、合意できるはずである。議論がまとまらないことは万が一あるかという程度で、決定方法を諮って、議論を行うとか採決方法について合意を求めるなど、わざわざルールには書かないことにした。

「２．市民協働による市民自治の推進」については、市民主権の中身について書いた。中央政府に対して、市役所は地域政府の役割を持っている。その認識を持つことは重要である。自治体とは、市役所、議会についてだが、江南市の基本姿勢と自治の簡単な定義について述べている。市民は主権者だが、市政に参画をするということについては、このくらいの定義づけをしないといけない。なぜ、市民協働なのか、ルールを持って、市民が参画することで市民自治が進展するということで、協働に取り組む意義は、市民自治の活動水準を高められることにした。

第２章では、協働研究会は、いわば市長への諮問機関であるので、市長へ提案できる内容として、市として考えられるアピールを行い、施策の内容を書いた。特に情報の共有はしないといけない。情報公開が必要である。この研究会は、江南市のホームページで議事録が１００％開示されている。また、市民との意見交換会も２回、パネルディスカッションを１回開催した。市も様々な情報開示をしないといけない。財政情報のわかりやすい公表や政策評価の公表も必要である。協働を取り入れた内容を評価し、市民に返す。こうして市民参画制度の確立を目指していきたい。

「市民参画制度の確立」では、参画の簡単な定義を載せた。協働と参画の関係を書いている。市民協働のまちづくりを推進する前提条件として、市民参画の制度を整備、改善、充実する必要がある。

用語の定義については、いろいろ意見もできるので合意できる内容にした。「(２)市民活動の推進に向けた市の基本施策」について、「活動場所の確保」は具体的に書いている。「情報の提供」から８番目の「地域自治の仕組みづくりと施設を拠点とした活動の推進」は前回と同じ内容で、８番目では少しコミュニティについて触れている。市がやっている「協働」と市民協働はあくまで違うものである。市役所との「協働」は、市民との連携・協力になる。市民協働と住み分けをしないといけない。これまで、市民協働の議論がもやもやしていたので、ここですっきりさせた。

「３．市民活動の推進」については、市民協働のルールを持った市民活動を「市民協働」というとことで、その辺りの関連で述べた。これは前回の分を大幅に削除しわかりやすくさせた。市民活動に関する用語の定義で、言いたいことは市民活動と協働の関係をはっきり押さえることだ。その上で、市民活動を定義する。市民協働は、団体にはなじまない。個人編成になる。対等のルールを持って協働するもので、団体ではそれはありえない、結局は個人が主体になる。主権者の市民と市民が信託した地域政府である自治体が対等な関係になるかということ、これは市民主権の側面から考えても、また、市役所の権限や機能という側面から考えても、市民と市役所とは対等な関係は成り立たない。市職員との人間関係なら、対等な関係になる。市民と協働したいという市役所職員の思いや熱意を反映させて、市役所の職員も市民協働の担い手としている。議会と市民、これも対等な関係にはならない。市民と議員とは対等な関係になりうる。

【事務局】昨年、研究会の要請で、現在市の事業の中で市民活動団体や区・町内会、大学などと、いわゆる協働して行っている事業はどのようなものがあるかという調査

を各課に行った。そのときに協働事業という言葉は初めて使った。それ以前に、市民活動団体や区・町内会、大学などへの委託を協働だと言っていたことはなかったと思う。

【尾関委員】協働事業という言葉は、市役所で実際には使用されていないということが確認できたから混乱はしない。

【事務局】協働の形態として委託や補助などがあるということは、「あいち協働ルールブック2004」にNPOと行政との協働として書かれていたことなので、行政の中での協働についてはこれを参考にしていた。

【尾関委員】市民と市役所とは市民協働にはなりえない。市民と市役所の職員個人とは市民協働で取り組んでいける。

【尾関委員】昨年8月に出した戦略計画の協働の考え方は、暫定的なものであって、最終的な答申案ではない。議論は変化発展していく。協働研究会で合意ができれば、修正をしていくのが当然だ。

【行政経営課長】9月5日の戦略計画審議会には、協働研究会から当初にいただいた考え方を含んだ計画案を提出する。市民やパブリックコメントの意見を取り入れて確定していく。

【尾関委員】戦略計画に提案をしたが、その後1年かけて協働の議論をしている。それを反映させないとは失礼ではないか、連携して上手くやってほしい。協働研究会では独自の案を提案していくことになる。

【行政経営課長】食い違いがあってはいけない。

【尾関委員】では、9月5日に資料として、今回の案を出してほしい。

【望月委員】私は9月5日の会議の話は初めて聞いた。

【岩根委員】私は自分が今回のガイドブック案が理解できれば、市民も理解できるよという立場で案作りに参加した。とてもいい案だと思う。多数決は、合意をとっていく中でどうしてもなくなれば、多数決でやろうと、皆で納得すれば合意になると思う。「指導者ぶる人」は皆さんも一番わかりやすく、この言葉でいいのかなと思う。両方通して、問題なのは、協働への参画の仕方である。県レベルでは個人同士の結びつきは難しいため、団体間との協働になる。10万人が住む江南市では、市民同士の協働を前面に出した方が、問題が浮かび上がる。

【長崎委員】市民活動団体等と市との連携協力による事業のルールは、別に定める必要がある。市民協働センター等を審議する分科会で審議していけばよいと思う。

戦略計画の第5章第2節「協働の基本的な考え方」は、戦略計画の委託業者で作成した文章をもとに、昨年9月に市民協働研究会の意見も取り入れてまとめたものである。当時は、研究会の発足後、2か月しか経っておらず、市民協働に関する議論が不十分であったため、パブリックコメントの時期までに、改めて、市民協働研究会で基本構想の「協働の基本的な考え方」内容を検討するということが市民協働研究会で決まっていた。昨年9月以降、市民協働研究会では、市民協働について1年をかけて議論され、考え方も変化しているので、現在の戦略計画案の内容には納

得できないところがある。

「市民協働」という新しい理念を市民協働研究会で、生み出したということは、評価できることである。戦略計画案では、「市民協働」という言葉が使われていないため、指針と戦略計画との関連性は問題とならない。多治見市では、総合計画では、市民と市の「協働」という表現を使ったが、その後、研究が深められ、数年後に作られた自治基本条例では、市民と市の「連携協力」と変更した。

今回提案した指針は、江南市の自治基本条例と市民参画条例につながっていくものである。この指針を早期に施行し、民主的な地方自治制度の確立に向けて、必要な施策を推進しなければならない。

【太田委員】よくできている案だ。協働のためのテーマの選定には個人の資格で来てもらう。自分の所属する団体の活動だけを主張しては、テーマにならない。テーマを決めて、委員会で評価をするまでは個人だ。テーマが決まって、センターで共有化して、NPOや団体が出てくる。ここでは個人では限界がある。例えば、子育て支援なら、いろんな分野の人がいて、市民協働を行う。役所は側面から支援する、そういう形だ。

【大竹委員】尾関委員がいう協働は、個人同士のものか。市民がまとまるまでが協働なのか。個人同士が集まって動くまでが協働なのか。

【尾関委員】こんなまちづくりをしたいというテーマで市民が集まる。例えば、病院への市民乗り合いバスなどというテーマをもとに行動する、必要なら次の段階では、市民協働の組織と他の団体あるいは市役所などとは連携・協力して、例えば協議会とか、ネットをつくれればいい。

【藤田委員】市民同士の協働には団体が入らないということか。また、市民がテーマを知らないとい何もできないのではないか。

【太田委員】そのために市民協働によるまちづくりの目標を決めた。これについて、共通理解をするために市民協働センターで議論をする。コンセンサスを得ることを理解しないといけない。

【藤田委員】市民協働センターをアピールしないと皆がわかってもらえない。

【尾関委員】あるテーマのまちづくりを1人から始めたとする。協働でやりたいと思っていれば市民協働センターへ行って相談や提案し、これはいいことだということになれば、いつ集まろうと呼びかけることになる。「市民活動の推進に向けた市の基本施策」で挙げた「情報の提供」では、情報を共有する仕組みを作る。「場所の確保」は人が集まってくる拠点になると思うので、啓発するための市民協働センター、実行するためのセンターを作らないといけない。

【岩根委員】コーディネート機能を持ってもらわないといけない。例えば、第九をやりたい人がいれば、合唱団を紹介するように。

【尾関委員】そもそも1人の市民から始まる。いいまちづくりのテーマなら広がる。市民協働センターで呼びかける。そのテーマにそった市民協働の組織をつくる。市役所など団体とは連携していく。

- 【行政経営課長】協働という考えは、NPO、市役所も公共公益上、必要だと思うので、協働という認識でコラボしていくもの。戦略計画に出しているものをひっくりかえせない。補完する説明ならできる。
- 【宮島委員】市の役割を後方支援としているのなら、皆がその捕らえ方をしているのか。市の施策のうち市民からの要望によって、協働として取り組んでいる事業が心配になる。
- 【小宮委員】市の役割は、後方支援（サポート）だけでなく、市の職員も市民の構成員として、個人としての意見を発信することができると思う。特定の間人関係の中では、利害関係や感情（好き嫌い）などが原因で、良い案であってもつぶされてしまうことが多々ある。市民協働センターを活用することによって、広範囲の人たちに、やってみたいことを発信できれば、理解者が集まり協働が広がる。
- 【太田委員】連携・協力だが、市民が発案することは市民協働、行政からの提案は連携・協力になる。市民の発想で、何か求められるか議論し、市民が担っていくためにはテーマを設定する必要がある。
- 【尾関委員】協働に市職員が参加する場合、肩書きはいるのか。
- 【宮島委員】どうしても市職員という対場に縛られてしまい、そこから離れることは難しい。市民の一員だとしても話づらい面もある。
- 【尾関委員】対等な関係で情報を共有し、みんなで決める。一番のネックは専門家だ。例えば、地域住民の家で健康づくりの団体活動として、看護師が専門的な話をするのはいいことだ。しかし、講師ではなく、運営に参加するときは肩書きをはずしてほしい。課題はルールを作って、発展させることだ。これが保障されないと、協働はアリバイづくりだと思われる。実効性のある市民協働にしたい。
- 【行政経営課長】戦略計画は1次案に住民説明会、パブリックコメントでの意見を取り入れて、2次案が9月5日で決まる。基本的に協働については、これまでのまとまった形でいくつもりだ。
- 【大倉委員】ところで市民協働センターの概念が作られていない。センターを運営に関して、特定の団体などに偏ってはいけないので、人選も行わなければならない。
- 【尾関委員】今後、まちづくりガイドブックが了承されれば、その検討をしていく。ここではあえて触れていない。
- 【太田委員】戦略計画の協働についての部分は、研究会の現在の考え方を取り入れられるように、扱いを弾力的にしてほしい。
- 【大竹委員】協働の定義について質問したい。個人が集まって始めることが市民協働。団体として動くことは、協働ではなく連携・協力となっている。地域経営の目指す姿とは反対ではないか。
- 【尾関委員】地域経営の目指す姿は戦略計画の会議の見解である。協働研究会としては目下検討中であり、独自の考え方を答申することもありうる。
- 【岩根委員】実際、動くときは団体として、市役所としての協働になる。会議の場では、1個人として出ようというルールである。実施を担うのは、団体であり、個人にな

る。役割分担である。

【鈴木委員】対等と組織を代表していることが相反していることとは思わない。個人でも大勢の団体の代表でも、対等な関係なら大きな団体の代表の意見だからといって、そちらが優位になることはない。しかし、団体の代表はいくら個人として会議に出ても、その団体の運営方針と異なったことは意見調整をしないとイケないのではないか。そもそも協働は地域を構成する様々な主体が担っているという考え方ではなかったのか。

【尾関委員】協働研究会が昨年8月に出したものは、あくまでも暫定的なものであり、後日訂正することを確認している。決まったものではない。

【長崎委員】修正は、パブリックコメントの時期までにということであったが、市民協働研究会の意見を再度聴くことになっていた。戦略計画第5章第2節協働の基本的な考え方修正は、今からでも遅くはないと思う。

【大倉委員】行政が協働の意識を持つのは、トップダウンだからだ。市民が期待していることはそれではない。組織はトップが判断する。市でも市民の思いと違う判断をすることもある。だから、協働の運営ルールが必要なのである。

【鈴木委員】昨年8月のものは研究会の総意で、主体の市民は個人だけでなく、企業も含めいろいろな主体があるということであった。

【尾関委員】繰り返して言うが、あれは暫定的な仮案であり、その後の検討を重ね、合意した内容で修正することを研究会で確認している。何のために1年かけて討論、研究してきたのか。第5回研究会の事務局文責の報告書にも、そういった主旨が明記されている。議事録を調べてほしい。

【大竹委員】今日の会議は、協働の定義から発展している。こんなまちづくりをしたいということで集まるのは協働の第1ステップということで個人主体の市民協働、実際に活動をする第2ステップは連携・協力にしてもいいのではないかと。パネルディスカッションを行い、戦略計画の内容についても、研究会としての概念を変える。言葉も変えるとルールブックを作る上でわかりづらいものになるのではないかと。対等な関係は大切で、ノウハウを持っているために威張る人もいる。しかし、ノウハウがいるときもある。その宝を引き出していくことが大切である。威張る人がいるから、対等にならない時がある。その辺りが難しい。対等という点では「指導者ぶる人は必要ありません」という表現はあえて入れてもいいと思う。

【藤田委員】「指導者ぶる人」という表現はない方がいい。1つのテーマを提案する人は勉強してきている。指導者ぶるは性格的なものだ。市民協働センターの役割だが、協働をしたくても、センターを通さないとできないというシステムはイケないし、センターで決められるものではない。センターは市民の目線で決めていくものだ。

【大倉委員】今は市民の切実な声が行政に届いていない。市民協働センターが実行していくには、人選が難しい。

【藤田委員】もし、センターに協働でやりたいと提案して、否定をされたら嫌な気分になるのではないかと。

【太田委員】「(2)市民活動の推進に向けた市の基本施策」のうち、「活動場所の確保」にだけ「市民協働センターの設置」という具体的な記述があるのがここだけなので、他とのバランスを考えると「拠点施設の設置」という表現ぐらいでよいと思う。

【尾関委員】そうしたい。また、ここでの市民は、団体を含んでいる。「学習・研修の機会提供」では「市民や市民活動団体」という表現になっているので統一したい。

【事務局】指針案では「市民活動」と「地域住民活動」という2つについて定義しているが、いろいろと議論してきたものとして他に定義として載せておく必要のあるものはないか。構成は整理されているが、中身の議論までは今回はできなかった。これまで議論してきたルールとして、もう少しアピールに載せた方がよいものはないか。江南市が取り組む施策の中に、詳しく書かれた「情報の共有」という項目と簡単に書かれた「情報の提供」があり、両者は同じようなことが盛り込まれている。その辺りも気になったが、皆さんの意見はどうか。そういったことを含めて次回も第1部、第2部を議論していくことになるので自分の意見を整理してきてほしい。市民協働センターの管理方法についての他市町の状況は、事務局で整理をして次回提出する。

今回は、今回あまり議論のできなかった市民協働ガイドブック案(仮称)の第1部「市民協働のまちづくりをはじめませんか」及び第2部「市民協働のまちづくり推進指針」の中身について議論していく予定です。